

(議長)

日程第10、議案第1号、江差町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令の一部改正、保険税率の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免特例終了に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。次に、税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明致します。

議案書につきましては、20ページから22ページ、資料につきましては、3ページから28ページの資料2となります。

まずはじめに本年度の国保税率の改訂でございます。内容につきましては、資料の7ページから9ページになりますが、国保税率に関しましては、北海道から示された令和5年度の当町の国保事業費納付金額に各種保険事業経費や国、道の交付金による収支調整を行った残りの額である必要保険税額に対しまして、世帯数、被保険者数、所得状況などを勘案して算定を行ったものでございます。

資料8ページの表のとおり、合計税率は所得割が12.12%で0.27%との増、均等割が39,500円で5,500円の増、平等割が38,500円で900円の減となりまして、結果として一部保険税が減少となる世帯もありますが、ほとんどの世帯において、昨年度と比較しまして、保険税が増額となるところでございます。

なお、保険税の増の要因と致しましては、道から示された納付額が昨年度より増加し、国保の必要保険税額が154万5,452円増となったことと、保険税を支える国保世帯数、それと被保険者数の減少に伴い、今回増となったものでございます。

次に、資料の9ページの4、地方税法施行令の改正に移ります。改正の内容につきましては、(1)に記載のとおり、後期高齢者支援金の賦課限度額が2万円引き上げ

られ、22万円となるものでございます。また同じく、地方税法施行令の改正に伴いまして、(2)に記載のとおり、減額措置に係る軽減措置の基準額が引き上げられ、5割軽減基準額で現行28万5千円の基準額が29万円となり、2割軽減基準額で現行52万円の基準額が53万5千円となるものでございます。

次に未就学児の均等額に係る軽減措置額の改正につきましては、この度の税率改正に伴いまして、9ページの5の表に記載のとおり、軽減基準額を改正するものでございます。

最後の9ページに、資料の9ページに記載のとおり6ですね、9ページの6に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う、国保税の減免の特例制度のつきましては、5類感染症に移行したことに伴って、国の財政支援が終了しまして、令和4年度をもって減免特例が終了するものでございます。

以上が、一部改正の内容となりますので、ご審議方、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議

題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」（提案理由）

議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免特例について、江差町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」（補足説明）

議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

定例会議案書は23ページ、資料は29ページの新旧対照表をお開き下さい。本改正は新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における減免に対して、令和5年3月31日までに転入された方などが令和5年4月1日以降に納期が設定された場合、現行条例では対象とならないことから、令和5年4月以降も摘要するために、江差町介護保険条例の一部を改正するものです。本条例の施行日は交付の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第3号、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第3号、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

予防接種法に基づく予防接種健康被害調査委員会委員への報酬支払いに関し、必要な事項を定めるため、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」(補足説明)

定例会資料31ページからの資料4、新旧対照表をご覧ください。

本条例は予防接種法に基づく、予防接種健康被害調査事案発生に備え、別表及び附則別表第1に予防接種健康被害調査委員に関する事項を新設するものです。

報酬額は日額1万円、交付の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第3号、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。